

1 議 事 日 程

〔平成30年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成30年12月 6 日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

日程第3 議案第92号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 小 畠 真由美 議員 | 副委員長 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 委員 | 陶 山 良 尚 議員 | 委員 | 木 村 彰 人 議員 |
| ” | 笠 利 毅 議員 | ” | 船 越 隆 之 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

| | | | |
|---------------------|---------|-------------------|---------|
| 市民生活部長 | 友 田 浩 | 健康福祉部長兼 福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 市民課長 | 行 武 佐 江 | 税 務 課 長 | 森 木 清 二 |
| 納 税 課 長 | 古 賀 良 平 | 環 境 課 長 | 川 谷 豊 |
| 人権政策課長兼 人権センター所長 | 寺 崎 嘉 典 | 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 |
| 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 | 生活支援課長 | 菊 武 良 一 |
| 高齢者支援課長 | 川 崎 純 一 | 保育児童課長 | 大 塚 源之進 |
| ごじょう保育所長 | 東 珠 実 | 元気づくり課長 | 安 西 美 香 |
| 子育て支援 センター所長 | 白 田 美 香 | | |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 高 原 真理子 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第90号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） おはようございます。

議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては45ページ、46ページとなります。

新旧対照表は3ページとなります。

新旧対照表3ページをごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布によりまして条例の改正が必要となったことによるもので、本条例の第1条及び第4条の改正となっております。

第1条につきましては、地域密着型の指定事業の追加となっております。地域密着型の指定につきましては、市町村が行うこととされておまして、第1条の条文にあります第78条の2第1項及び第4項第1号におきまして、指定できる事業所の種類をうたっております。今回の改正によりまして、第78条の2の2を加えることによりまして新たに障がい福祉サービスとしての県の指定を受けております通所介護サービス事業所も、事業所からの申請によりまして共生型サービス事業所として指定することができるようになります。65歳になっても引き続き、使いたれた障がい者通所サービス事業所のまま介護のサービスも利用できることとなったものです。この地域密着型の中に通所介護、小規模のデイサービスになりますけれども、これも地域密着型の指定事業所となっておりますので、この分に新たに障がい福祉サービスの事業所も指定できるようになったというのが、この共生型サービスでございます。

続きまして、第4条の改正につきましては、本市には適用する事業所はございませんが、地域密着型サービス事業所の一つであります看護小規模多機能型居宅介護の事業所が、地域密着型の指定を受けるための条件としまして、現在までは法人であることのみが必要条件とされておりましたが、新たに医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めるという項目が追加されたものでございます。

今回の改正についての説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

法律が改正されたのが昨年、平成29年6月だと思うんですけども、ここで上げられている省令が今年の春で、今回条例が冬と、それぞれ半年以上ずつ間があいているんですけども、その間隔がどうしてそういう形になったのか教えていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今委員ご指摘のように、昨年の平成29年6月2日に公布された法律になりますけれども、平成30年4月1日から施行ということで1年間の経過措置ということで今年度、平成30年度の期に条例を改正するというふうになっておりまして、この間につきましては障がい福祉の事業所等の兼ね合いもありますので、今のところ対象もなく、経過措置の間は国の法律のほうを基づいて実施できるということになっておりましたので、ちょっと遅れてはおりますけれども今回の議会の中で条例を改正させていただくということで、経過措置内での条例改正をさせていただいた経過でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回の地域包括ケアシステム強化のためということで法律が改正されている、こちらの趣旨のほうなんですけれども、もうちょっとわかりやすく言うたら、その強化のため、どういうことになるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今回のこの強化のための法改正というのは、強化法という形で言われている分ですけども、これについてはこれまでいろいろな場でご説明させていただいてきていますような、地域包括ケアシステムを強化するというのはもちろん名称のとおりになりますけれども、こちらにつきましては県とか国による支援の強化とか長期療養が必要な要介護者に対しての医療、介護を一体化する介護医療院等の創設も含まれておりまして、あとは利用者負担の見直しとか、そういうふうなところで日常生活、住みなれたところで生活ができるよ

うにするためのいろいろな施策のほうを見直すということで今回この法律が出されたものと解釈をしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私、聞き方が済みません、悪かった。

要するに、これは地域密着型サービスをする事業者の指定の基準が少し緩和されて、指定業者が増える可能性があるという解釈でよろしいんですか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今回のご説明させていただいた条例に基づく地域密着型サービスの改正につきましては、これはサービスの範囲の拡大ということになるかと思っております。

これまで障がい者施設のサービスの中にデイサービスというのが介護同様にありまして、こちらでは65歳になると介護のサービスのほうが優先されるというのがございまして、障がい者福祉サービスの事業所を出ないといけないという形になります。それをやっぱり住みなれた、使いなれた福祉事業所のほうを引き続き利用できるよというところ、先ほどの住みなれたとかという部分と同様に、使いなれた部分を引き続き利用できるよということでの今回の密着型の分の改正となっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そしたら、第4条の改正の内容なんですけれども、今までは法人というふうに限られていたところが、今回は病床を有する診療所を開設しているものということで、これ言うなれば個人の医院、病院でも指定の業者になり得るという解釈なんですよね。であれば、こちらのほうどのくらいの見込みというんですか、要するに指定業者が増えたほうがいいという方向でいっていると思うんですけれども、この見込み、こっちのほうはどのくらい増えそうというふうなものは今の段階でわかるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この看護小規模多機能型居宅介護といいますのが、今現在の小規模多機能型居宅介護というのは太宰府市にもございます。これがヘルパーとデイサービス、それとショートステイ、お泊まりです。この3つを併用したものと、それに看護、訪問看護が追加されたものがこの事業の内容になりますけれども、これにつきましては今福岡県下でも、やっぱり北九州市とか福岡、久留米市を除きますと近隣では春日市に1カ所があるのみというふうな形になっております。これは、やっぱり24時間体制で在宅で介護サービスが受けられるということの一つの事業ではあります。太宰府市におきましては定期巡回型サービス、これをずっと公募をかけてきております。これがこの看護小規模型にかわるものという形で、今の太宰府のところでは定期巡回のほうの公募を進めておりますが、密着型の事業としてはこれは存在します。条例等でうたっておりますので、この分の今回法人から個人も追加されたということ

で、なかなか拡大していないというのが全国的な状況みたいですので、それを拡大させるための一つの方法として個人まで範囲を広げたというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そしたら、今回の条例をこういうふうに個人の診療所まで拡大したということなんですけれども、条例は変わりますけれども、要するに個人の診療所のほうにこの情報を伝えなきゃいけないと思うんです。そうしないと、条例だけ内々で変えました。けれども、この情報が伝わらないと指定業者の公募に手を挙げないと思うんですけれども、そこら辺の診療所に対する情報発信とか、そこら辺の活動についてはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今回の先ほど言いました定期巡回へ公募をかけたものについては、各医療機関等にはご案内を差し上げたりとかしております。ただ、今回の改正に伴います個人経営の診療所等にまでは、今のところまだこの情報等を市からの情報という形で今現在は提供はしていないところではありますけれども、こういうふうな定期巡回にかわるものとしては考えられる事業ではありますので、その分については情報提供という形で検討をさせていただきたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） これ裾野を広げるということですから、当然対象者が知らないと手を挙げないわけですので、これ行政からの仕事だけじゃないと思うんですけれども、医師会の仕事にもなるんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この地域包括ケアシステムにつきましては、当然医療関係のほうでも同様のいろいろな法改正に伴う分の勉強会とか研修も行われておりまして、その中での情報は提供されているかと思っておりますが、限定的にこの分に関してまで情報が提供されているかというところまでは確認はしておりませんが、同様に行政も交えたところで研修会も開いて、いろいろな情報を共有しているところではあります。ですから、その中での情報提供の可能性はあるかと思っております。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 要するに、これ条例改正されるだけじゃ効果がないと私思うんです。その次のアクションが伴わないと、条例改正という効果が出てこないと思いますので、そこら辺行政含めて医師会もそうでしょうけれども、そっちのほうをしっかりとっていくことをお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 説明が一つ漏れておりましたけれども、この事業を進めていくに当たりましては、3年に1回の県の整備計画というのをございまして、そちらのほうでこういうふうな事業をしたいということで計画を上げていることが大前提になって、この事業が開設されるということになります。現在、太宰府市におきましては先ほどから述べていますような、この24時間体制の分につきましては定期巡回のほうを整備するというで上げておりますので、現在この3年間においては、新たな看護小規模多機能型の分についての整備計画は今県のほうには上がっていない状態になりますので、それ以降の4年目以降からの整備の中での手を挙げていただく形の分に該当してくるかと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の木村委員とのやりとりと少し関係あるんですけども、障がい、特に医療的なケアが必要とされる障がいのある方が65歳になったら行く場所がないという問題は聞いたことがあるということと、その一つの解決策としてこれを今回考えられたと思うんです。

他方で、今度は介護保険を利用することになると費用面で大きな違いが生じ得るという話も聞いたことがあるんですが、そちらのほう、金額面のことは今回は特別には関係ないというふうに考えておいてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 報酬の単価もこれまでと新たに追加されて、共生型サービスでの報酬の単価というのは、改正、新たに設定がされております。これにつきましては、今現在の障がい者の福祉サービスのほうでのデイサービスを利用して、引き続きそこで介護サービスを受けるという適用をした場合には、若干報酬の単価のほうは介護保険サービスのものよりも下がるかと思っております。障がい者福祉サービスのほうが介護保険よりも若干施設の基準とか人員基準が低くなっておりますので、その分単価としては若干介護単独よりは下がるかと思っております。そういうふうな設定が新たに追加はされております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第90号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時17分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第2、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は16ページ、17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の060国民健康保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) おはようございます。

3款1項1目社会福祉総務費、細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節の繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金7,247万5,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、後ほど国保特別会計のところでもご説明いたします平成29年度、昨年度になりますが、交付を受けておりまして、精算が確定しました療養給付費負担金、特定健診等負担金、高額医療費共同事業負担金の交付額超過による返還金と、本年度からの国保の都道府県広域化に伴いまして、県内他市町村との共同事業として国保連合会に委託しております

柔整療養費啓発業務の本市の委託件数が当初見込みよりも増えておりまして、その委託料の不足分として国保特会へ繰り出すものでございます。これらの財源といたしましては、補正予算書14ページ、15ページになりますが、18款1項1目基金繰入金、6節財政調整資金繰入金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、柔道整復の関係の部分の説明ありましたが、具体的に見込みと実績の差がどのくらいあったのか、そこまでお聞かせください。

○委員長（小畠真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 先ほど申し上げました、今回初めての事業ということで、この件数につきましても私どもどれくらいあるのかというのはわからなかった中で、連合会のほうから大体全体の4%ぐらいということで計上してくださいということでお話を聞いておりました。実際に今ふたをあけてみますと、全体の中の10%ぐらいがこの啓発事業の対象となっております。

後ほど国保特会のところでもご説明しようと思っていたんですが、この事業の内容といたしますが、初めて柔整を使われる方に対しまして適正な使い方を行っていただくように整骨院、接骨院の利用の仕方といたしますか、そういった案内書をお送りして、保険がきく場合、きかない場合がありますよということでの啓発といたしますか、そういうのを本人さん宛に連合会のほうから通知をしてもらうというふうなものでございます。

今現在対象となっておりますのが柔整の件数といたしまして、9月診療分までしかまだ把握ができていないんですけれども、全体といたしまして今3,246件請求が来ております。そのうちの大体4%分ぐらいで見込みをしていたんですが、これが実際は10%ほどになっているということで、今後足らなくなっていくということで、その分をまた今回計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に、同目061生活困窮者自立支援関係費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） おはようございます。

続きまして、同じく3款1項1目、細目061生活困窮者自立支援関係費の23節償還金、利子

及び割引料の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金精算返還金207万2,000円につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成29年度の生活困窮者自立支援事業の確定に伴いまして超過交付となりました国庫負担金を返還するものでございます。内訳といたしましては、生活困窮者自立相談支援事業費の超過分といたしまして17万5,832円、住居確保給付金の超過分といたしまして189万6,000円の合計207万2,000円の精算返還金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進めます。

次に、同目990臨時福祉給付金等給付事業費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） おはようございます。

3款1項1目社会福祉総務費、細目990臨時福祉給付金等給付事業費についてご説明いたします。

23節償還金、利子及び割引料、臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金精算返還金283万8,000円につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとされました。平成28年度、平成29年度に給付しました給付金につきましては、100%国からの補助金として各自治体へ概算要求に基づき交付されていまして、今回、この給付費の実績が確定しましたことから、その差額を平成30年度で精算返還を行うものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料、臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金精算返還金698万8,000円につきましては、先ほどご説明させていただきました給付金給付事業に伴う事務費の額が確定しましたことから、その差額を平成30年度で精算返還を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 進めます。

次に、2目老人福祉費の026介護保険事業費について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 3款1項2目老人福祉費、細目026介護保険事業費の639万3,000円についてご説明を申し上げます。

これは、19節負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備推進交付金として計上しております。

内容としましては、本年9月に国の当該交付金の第2次協議におきまして、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業がこの第2次の協議対象に追加されたことに伴いまして、利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業としまして、市内の認知症グループホーム6事業所ありますけれども、こちら全てにこのご案内を差し上げたところですが、それに当たりまして、水城六丁目にありますグループホームはなみずき、1カ所からこの事業の申し出がございまして、今回の639万3,000円の補正計上となっております。当該施設につきましては、平成16年に開設をしまして14年を経過するというところで、老朽化によりまして雨漏り等も発生しておりますので、雨漏り防止工事及び外壁の劣化発生によりまして改修が主な内容となっております。この財源につきましては、補正予算書10ページ、11ページをごらんください。

14款2項2目1節社会福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備推進交付金として、これは10分の10が補助となりますので、同額639万3,000円が財源となっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

済みません、1つ、福祉空間整備推進交付金ということで、例えば入居者のための増築については、この交付金というのは対象にはならないんですか。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この対象になりますのは、先ほど申しましたように老朽化等による防災の部分の補助ということが対象の事業となっておりますので、該当しないということになります。

○委員長（小島真由美委員） ちなみに、今この6グループホームの認知症に対する施設の空き状況というか、どういう形になっていますでしょうか。それとも今満床なんですか。状況を教えてください。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今6施設グループホームございますけれども、今現在につきましては、これは10月末でございますけれども一部一時的なあきが出ているという状況ではございますが、ほぼ満床という形になっている状況でございます。その一部あきというのも定員18名に対して今のところ16名だったりということで、すぐ待機者の中から入ってくるというような状況になっているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) では、進めます。

次に、4目障がい者自立支援費の030障がい者自立支援給付事業費から033障がい児通所支援給付関係費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(友添浩一) 3款1項4目障がい者自立支援費、細目030障がい者自立支援給付事業費についてご説明いたします。

障がい者自立支援給付事業費でございますが、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスでございます。障がい程度が一定以上の人に生活療養上の必要な介護を行う介護給付、身体的または社会的なリハビリや就労の支援等を行う訓練等給付とございます。20節扶助費ですが、介護・訓練等給付費7,304万8,000円につきましては、昨年度の上半期と比較いたしまして主に居宅介護サービス、生活介護サービス、就労継続支援の利用がそれぞれに増加している状況であり補正をお願いするものであります。

なお、これらの支出に際しての歳入でございますが、まず補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

国庫負担分といたしまして、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金3,652万4,000円。

続きまして、予算書12ページ、13ページをお開きください。

県負担分といたしまして、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金1,826万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、予算書16ページ、17ページに再度お戻りをお願いいたします。

3款1項4目障がい者自立支援費、細目032障がい者地域生活支援関係費についてご説明いたします。

障がい者地域生活支援関係費でございますが、障がい福祉サービスの地域生活支援事業でございます。この事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものでございます。

その中の事業といたしまして、13節委託料、移動支援事業委託料110万2,000円、20節扶助費、日常生活用具給付等給付費145万8,000円、更生訓練費200万5,000円につきましては、いずれも利用者数の増加により当初予算では不足を生じますことから補正をお願いするものでございます。

なお、これらの支出に際しての歳入でございますが、まず補正予算書10ページ、11ページをごらんください。

国庫補助金といたしまして、14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金228万2,000円、続きまして県補助金といたしまして予算書の12ページ、13ページをごらんください。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金114万1,000円をそれぞれ同様に計上いたしております。

再度申しわけございませんが、予算書の16ページ、17ページにお戻りください。

3款1項4目障がい者自立支援費、細目033障がい児通所支援給付関係費についてご説明いたします。

20節扶助費の障がい児通所支援給付費1,342万6,000円につきましては、近年、全国的に営利法人を中心に通所支援実施事業所数が増加いたしておりますことから、これに伴いまして利用者数や利用者1人当たりの利用回数も増加している状況にあります。本市の場合でも同様に増加しておりまして、当初予算では不足を生じますことから補正をお願いするものでございます。

この事業に際しましての歳入でございますが、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の欄になりますが、障がい児通所支援給付費671万3,000円、同様に県負担分といたしまして、次のページになります予算書12ページ、13ページ、15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の障がい児通所支援給付費335万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ありがとうございます。

それでは、質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 移動支援事業についてお伺いします。

具体的に移動支援、行動支援の内容なんですけれども、こちらをお伺いしたいんですけれども。

○委員長（小畠真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 移動支援事業と申しますのは、屋外での移動が困難な障がい者等について外出のための支援を行います。対象者は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出、これは通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は除きますが、原則として1日の範囲内で用務を終えたものに限りませんが、移動の支援の必要があると認めた場合でございます。具体例といたしましては、このサービスを使う例といたしまして、買い物、レジャー、冠婚葬祭、研修等でございます。対象にならないものといたしましては、例えばパチンコ等のギャンブル、飲酒目的、宗教勧誘行為、お墓参り等でございます。こういった形で事業所のほうからの実施方法といたし

ましては、個別支援であったりグループ支援であったりというようなことを移動支援ということとやらせていただいております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 具体的にいうと交通費の支給なんでしょうか、それとも例えば移動するときの人がサポートする支援なのか、また福祉タクシーとかそういうこともあると思うんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） この事業につきましては、人のサポートということになります。福祉タクシー等はまた別の事業で展開をしております、交通費等についても後ほどご説明させていただきます、例えば就労移行支援の事業を使うための更生訓練費、こういった形での交通費等のサポートというのも一部事業で行っておる状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） これもとの予算に比べて1割ぐらい増えているんですけども、利用者が増えているということですが、固定の利用者が増えているのか、逆に固定の利用者の回数が増えて結果的に増えているのか、そこら辺の内容まではつかんでないですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在手元にある資料ということで個別具体的な件数等は済みません、把握をしておりますが、総じてこの事業を展開していく中から毎年決算として増えている状況でございますので、私のほうの判断といたしましては、利用者の増と利用者の移動機会の利用回数の増と両方考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 17ページ、20節の扶助費の日常生活用具の給付金等です。この145万8,000円なんですけど、例えばどういうふうな項目が幾つかあると思うんです。どこがどういうふうに使われているか聞かせていただきたいのですが。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 日常生活用具給付事業でございますが、この事業につきましては、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業でございます。この対象者といたしましては、日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等でございます、主な内容といたしましては、いわゆる紙おむつ、もう一つはストマ用の装具、これが日常生活用具という事業でございます、日常生活用具給付事業のこの2つで全体の約9割を占めております。

ストマといいますのは、簡単に言いますと蓄便袋、蓄尿袋でございます。これを日常生活用

具ということで必要な方に用具等の給付、これはいわゆる消耗品といいますか、そういった形で定期的に用具の交付申請がありまして決定をしているという状況でございます。

その他の日常生活用具といたしましては、日常生活用具の目的といたしまして介護訓練の支援であったり自立生活の支援、在宅の療養の支援であったり情報の意思疎通の支援ということが日常生活用具の目的でございまして、例えば吸入器、ネプライザーというふうに言っているものも、この日常生活用具に含まれます。あるいは、頭の保護帽、頭部の保護の帽子、こういったものも日常生活用具ということで提供させていただいております。あるいは視力が弱い方についての拡大の読書器であるとか、そういった形を日常生活用具ということで給付をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今後、今年分ではこれ以上は上がることはないという予算の中で組んであるわけですね。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在補正を積算させていただく際に、昨年度の実績と今年度の上半期、9月までの実績を検討させていただきました。年度末までの見込み料を計算いたしまして現在補正をお願いしている状況ではございますが、定期的に使うものは予測がつくんですけども、それ以外に少し高額な日常生活用具等もございますので、そういった相談、給付申請があった場合につきましては私どもの今の予想を上回る可能性もあるかと思いますが、現在は上半期の実績と昨年度の実績、今後の見込みを見まして予算の計上をお願いしているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 更生訓練費が70万円から200万円に増えているんですけども、これ更生訓練が非常に盛んになることはいいと思います。これは何かしら行政のほうから働きかけとかがあったんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 更生訓練費でございます。内容といたしまして、就労移行支援事業というのを展開しておりますが、この就労移行支援事業を利用している方に交通費相当分の訓練費ということで支給をさせていただいて、社会復帰の促進を図ることとさせていただいております。支給額につきましては就労移行支援事業所の通所の日数掛ける280円を限度といたしまして、1日当たり支給を今させていただいております。

就労移行支援事業を利用されている方に、私どものほうから促しのご案内をさせていただきまして、現在そのご案内に基づきまして申請等があつて、今ご相談があつているのが当初の予想よりもかなり人数が多くなってきておりますものですから今回補正をお願いしている状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 障がい児通所支援給付費のところなんですけれども、今市内通所施設幾つぐらいあるのか教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） この通所支援という中身なんですけど、4つの事業に分かれておりまして、児童の発達の支援を行うという事業所として構えてあるもの、これが児童発達支援センターとしてもう一つ上の段階で設置をしているもの、そして保育士と保育所等に伺いまして相談を受けるといふ保育所等訪問事業、これが3つ目の事業と、皆さんよくご存じの放課後等デイサービスの事業所ということで4つ事業がございます。

それで、本市におきましては、放課後等のデイサービスの事業所といたしましては12事業所ございます。例えば筑紫地区5市でいきますと、放課後等のデイサービス、これの事業所については72事業所ございます。これは2年前、平成28年10月1日現在、筑紫地区の放課後等のデイサービスの事業所数は48事業所ございましたものですから、この2年間で24事業所、筑紫地区の事業所が増えている状況でございます。こういった事業所等の増によります利用者数の増、利用回数の増というのが今回の補正の原因だということで判断をしているわけでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしましたら、放課後等デイサービスの施設等々と担当課と、何か連携というか意見交換とかそういうことは、何かなさつてあるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在、放課後等デイサービスの事業所単独での会議というのは、実はあつておりません。まずは、太宰府市内にあります障がい福祉サービスの事業所に声をかけさせていただきまして、私ども行政機関と関係団体、そして障がい福祉サービスの事業所、放課後等のデイサービスの事業所も全部含めたところでネットワーク会議というのを年4回開催させていただいております。この4回のネットワーク会議の中で、現在情報の共有、連携等を今図っている状態でございます。

そして、この放課後等のデイサービス等を使用する際には、必ず介護保険で言うところのケアマネージャーといひますか、計画を策定する事業所がございます。この計画を策定する事業所が利用者等の相談を受けたり、事業所等からの連絡調整を図つたり、そういった情報につき

まして私ども行政のほうに、また通達をいただいたり相談をいただいたりということで通常そういう連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、7目ひとり親家庭等医療対策費及び9目国民年金費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 3款1項7目、細目010ひとり親家庭等医療費支給関係費、23節ひとり親家庭等医療費県補助金精算返還金58万円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成29年度のひとり親家庭等医療費支給事業に関しまして精算が完了いたしましたので、県から交付を受けておりました補助金が交付超過となっております。その超過分58万円を返還するものでございます。

財源といたしましては、補正予算書14ページ、15ページでございますが、18款1項1目基金繰入金、6節の財政調整資金繰入金でございます。

続きまして、9目国民年金費の細目060国民年金事務費、13節の委託料、電算委託料88万6,000円についてでございますが、こちらにつきましては来年度4月から産前産後休業を取得された方のために新たに保険料の免除制度が導入されることになっておりまして、そのためのシステム改修でございます。

こちらの財源につきましては、補正予算書10ページ、11ページの一番下のところになりますが、14款3項2目の国庫支出金、民生費委託金、国民年金事務委託金、こちら10分の10でございます、88万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、18ページ、19ページ、3款2項3目教育・保育施設費について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。

細目011教育・保育施設費、13委託料、私立保育所保育費用委託料1,472万円についてご説明いたします。

この委託料につきましては、人事院勧告に伴います公定価格改正による不足額が生じるため

に補正をお願いするものでございます。この委託料に関する財源としまして、歳入が関連をしておりますので、あわせてご説明をいたします。

補正予算書の10ページ、11ページ及び12ページ、13ページの歳入をあせてご説明させていただきます。

まず、10ページ、11ページ、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金736万円であり、2分の1の補助となっております。また、12ページ、13ページ、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金368万円であり、4分の1の補助となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これ私は、人事院勧告に基づいて公定価格の改定があるのは初めて知ったんですけども、これは委託料の中は人件費が大きいと思うんですが、確実に改定になって委託料が多く払われるということは、当然保育士さんの人件費、給与のほうに反映していくべきだと思うんですけども、こちらのほうの確認といいますかチェックのほうはされるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 保育所のほうからそれぞれ処遇改善の問題もありますので、処遇改善をされた分についてのいわゆるベースアップ分というんですか、入った分についての報告とか、あとは給与表につきましては毎年監査のほうに入っておりますので、そのときに1人にどれだけ払われたかというのは監査の折にチェックをしておりますので、それぞれのチェックをしているという形で認識をしております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、3款3項1目生活保護総務費及び2目扶助費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 続きまして、3款3項1目、細目060生活保護事務関係費の23節償還金、利子及び割引料の7,932万円につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成29年度生活困窮者就労準備支援事業及び生活保護事務の確定によりまして、超過交付となった国庫負担金を返還するものでございます。内訳といたしましては、生活困窮者就労準備支援事業費の超過分といたしまして16万6,000円、生活扶助費等負担金の超過分といたしまして4,053万4,000円、介護扶助費等負担金の超過分といたしまして

231万4,000円、医療扶助費等負担金の超過分といたしまして3,630万6,000円の合計7,932万円の精算返還金でございます。

続きまして、3款3項2目、細目060生活保護費の20節扶助費の1,600万円につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、当初予算8億3,000万円の医療扶助費を予算計上しておりましたが、入院等の増加に伴い予算不足が見込まれますことから1,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源といたしましては、補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算に伴い、14款1項1目6節の生活保護費負担金の医療扶助費負担金の1,200万円の歳入予算を合わせて計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、4款1項2目保健予防費及び、次の20ページ、21ページの3目母子保健費について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） おはようございます。

補正予算書18ページ、19ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、細目050成人健康診査費5,000円の増額補正並びに細目054自殺予防対策費5万8,000円の増額補正、計6万3,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

まず、健康診査費の5,000円についてですが、平成29年度健康増進事業費県補助金の精算返還金が生じたものです。

健康増進事業費補助金としましては、健康教育関係費、健康相談関係費、健康診査費等の健康増進事業に係る費用につきまして、国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費の3分の1を財源として事業を行っているものです。平成29年度の健康増進事業費に対する県からの交付金の精算により5,000円を返還することとなりましたので、返還金支払い分の増額補正をお願いするものです。

また、細目054の自殺予防対策費は、福岡県地域自殺対策緊急強化基金事業費として、対面相談、啓発等の自殺対策事業の種類ごとに県から2分の1の交付金と市費2分の1を財源として事業を行っておりますが、平成29年度の福岡県地域自殺対策緊急強化基金事業費に対する県からの交付金の精算により5万8,000円を返還することとなりましたので、返還金の支払い分の増額補正をお願いするものです。

続きまして、補正予算書の20ページ、21ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、細目052養育医療給付費53万4,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

養育医療給付は、入院加療を必要とする1歳未満の未熟児、出生時体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんという規定で、医師が入院養育を必要と認めた場合に指定された医療機関における医療費を助成する制度です。国から2分の1、県から4分の1の負担金と市費4分の1を財源として給付を行っています。

この平成29年度の養育医療給付費に対する国、県の負担金についての精算によりまして、未熟児養育医療費等国庫負担金15万9,000円と養育医療費県負担金37万5,000円を返還することとなりましたので、返還金支払い分合計53万4,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けました。

それでは次に、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

5ページをお開きください。

健康管理システム保守業務委託料及び健康管理システム元号改正対応業務委託料について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは初めに、健康管理システム保守業務委託料130万9,000円についてご説明申し上げます。

このたびの債務負担行為は、健康管理システムのリース契約が平成31年3月31日で満了になるため、保守業務を1年間延長し、現システムを継続して使用することに伴う保守業務の延長についての委託料の債務負担でございます。

健康管理システムは、健診や相談、予防接種等の状況を個別に入力し、経年的に健康情報を管理できるシステムです。システムのふぐあいや突発的なトラブルへの対応として、システムエンジニア等による保守業務が必要となります。今年度より契約の準備のための事務手続を始めますので、期間は平成30年度から平成31年度となります。債務負担限度額は、平成31年度の1年間に係る保守業務委託料130万9,000円です。

続きまして、健康管理システム元号改正対応業務委託料についてご説明します。

これは、平成31年5月に予定されております元号改正に伴う対応業務についての委託料です。今年度より契約の事務手続を始めますので、期間は平成30年度から平成31年度、債務負担

限度額は75万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

議案第91号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第92号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第92号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

補正予算書は28ページ、29ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 議案第92号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書は29ページをごらんください。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ7,247万5,000円を追加し、予算総額を73億3,551万3,000円にお願いするものでございます。

予算の内容といたしましては、補正予算書34ページ、35ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

まず、6款2項2目、細目001医療費適正化特別対策関係費、13節委託料の療養費点検事務・患者調査関係委託料16万3,000円についてでございます。こちらは先ほど副委員長のご質問に対してもお答えいたしました。本年度からの国保の都道府県への広域化に合わせまして複数の自治体が共同事業として国保連合会に委託をしているものでございまして、業務内容といたしましては、毎月施術所から送られてくるレセプトの中から柔整療養を初めて受けられた方に対しまして、保険が使える場合や使えない場合など、柔道整復師の施術を受ける際の注意点を記載いたしました「接骨院・整骨院のかかり方」という説明パンフをお送りいたしまして、柔整療養の適正化を図っていくものでございます。今回、この初めて柔整療養を受ける方の件数が、当初見込んでいたよりも増えていることから増額の補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、4款の一般会計繰入金のうち3節の職員給与費等繰入金の16万3,000円でございます。

なお、先ほど副委員長のご質問の中で明確な回答ができていなかった部分もあります。件数ということでのお尋ねだったと思います。当初4%ほどということで見込んでおりまして、大体それを300件ぐらいだろうということで見込んでおりましたけれども、実際には10%を超えている、10%前後ぐらいということで、今回追加して700件ほどの分を予算化ということで補正をお願いしております。合計で大体1,000件ぐらいということになってまいります。

次に、9款1項2目償還金についてでございますが、こちらは平成29年度中に交付を受けました療養給付費負担金、特定健診等負担金、高額医療費共同事業負担金につきまして精算が完了し、超過交付が判明したものでございまして、療養給付費負担金につきましては6,590万2,000円、特定健診等負担金につきましては128万円、高額療養費共同事業負担金につきましては513万円をそれぞれ返還するものでございます。

これらの財源としましては、同じページの一番上、歳入のところになりますが、4款一般会計繰入金のうち6節のその他一般会計繰入金の7,231万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第92号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時06分)

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成31年2月15日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美